

報告事項① 令和6年度(2024年度)高崎市国民健康保険事業特別会計予算(案)について

(単位：千円)

区 分		令和6年度 当初予算額	令和5年度 当初予算額	比 較	
入	1 国民健康保険税	医療給付費分現年課税分	4,232,940	4,416,128	△ 183,188
		医療給付費分滞納繰越分	74,000	82,980	△ 8,980
		後期高齢者支援金分現年課税分	1,367,193	1,412,424	△ 45,231
		後期高齢者支援金分滞納繰越分	22,000	23,010	△ 1,010
		介護納付金分現年課税分	533,286	540,117	△ 6,831
		介護納付金分滞納繰越分	12,000	12,010	△ 10
		計	6,241,419	6,486,669	△ 245,250
	2 使用料及び手数料	1	1	0	
	3 国庫支出金	災害臨時特例補助金	1	1	0
	4 県支出金	普通交付金	23,590,210	23,883,918	△ 293,708
特別交付金		675,419	494,522	180,897	
健康増進事業補助金		66	75	△ 9	
計		24,265,695	24,378,515	△ 112,820	
5 財産収入		2,748	2,747	1	
6 繰入金	保険基盤安定繰入金	1,637,197	1,705,575	△ 68,378	
	未就学児均等割保険税繰入金	15,913	16,840	△ 927	
	産前産後保険税繰入金	4,860	0	4,860	
	一般会計繰入金	658,632	644,120	14,512	
	基金繰入金	1,186,348	1,399,527	△ 213,179	
	計	3,502,950	3,766,062	△ 263,112	
7 繰越金		1	1	0	
8 諸収入		88,705	125,108	△ 36,403	
歳 入 合 計		34,101,520	34,759,104	△ 657,584	
出	1 総務費	総務管理費	436,715	403,983	32,732
		徴税費	38,316	39,168	△ 852
		運営協議会費	288	303	△ 15
		計	475,319	443,454	31,865
	2 保険給付費	療養給付費	20,024,933	20,380,518	△ 355,585
		療養費	172,093	178,426	△ 6,333
		審査支払手数料	73,076	71,654	1,422
		高額療養費	3,201,825	3,250,066	△ 48,241
		高額介護合算療養費	4,000	4,050	△ 50
		移送費	100	200	△ 100
出産育児一時金		90,000	90,000	0	
葬祭費		25,000	23,900	1,100	
傷病手当金		310	4,000	△ 3,690	
計	23,591,337	24,002,814	△ 411,477		
3 国民健康保険 事業費納付金	医療給付費分	6,421,652	6,579,941	△ 158,289	
	後期高齢者支援金等分	2,410,105	2,498,116	△ 88,011	
	介護納付金分	828,757	863,180	△ 34,423	
	計	9,660,514	9,941,237	△ 280,723	
4 保健事業費	特定健康診査等事業費	199,876	198,638	1,238	
	保健衛生普及費	14,101	12,818	1,283	
	疾病予防費	97,123	106,594	△ 9,471	
	計	311,100	318,050	△ 6,950	
5 基金積立金		2,748	2,747	1	
6 公債費		500	500	0	
7 諸支出金		50,002	40,302	9,700	
8 予備費		10,000	10,000	0	
歳 出 合 計		34,101,520	34,759,104	△ 657,584	

●令和6年度(2024年度)高崎市国民健康保険事業特別会計予算(案)の説明 <歳入>

(単位:千円)

区 分		令和6年度 当初予算額	説 明	
1 国民健康保険税	医療給付費分現年課税分	4,232,940	※退職者医療制度の経過措置は令和5年度末をもって廃止となります。	
	医療給付費分滞納繰越分	74,000		
	後期高齢者支援金分現年課税分	1,367,193		
	後期高齢者支援金分滞納繰越分	22,000		
	介護納付金分現年課税分	533,286		
	介護納付金分滞納繰越分	12,000		
	計	6,241,419		
2 使用料及び手数料		1	証明手数料	
3 国庫支出金	災害臨時特例補助金		1	原発・震災避難者の医療費等に対する補助
4 県支出金	普通交付金	23,590,210	保険給付費負担の交付金 ※令和6年度から出産育児一時金及び葬祭費等も共通経費化がされ、普通交付金の交付対象となります。	
	特別交付金	675,419	運営努力に応じた交付金 保険者努力支援分 181,699 保険者努力支援分(事業費分・事業費運動分) 12,000 特別調整交付金分 128,918 県繰入金 274,698 特定健康診査等 78,104	
	健康増進事業補助金		66	特定健診基準外審査項目分補助金
	計	24,265,695		
5 財産収入		2,748	国民健康保険基金利子	
6 繰入金	保険基盤安定繰入金	1,637,197	低所得者の保険税軽減課税分等を国県市が一定の割合で負担 保険税軽減分 1,059,740 保険者支援分 577,457	
	未就学児均等割保険税繰入金	15,913	未就学児の均等割保険税の軽減分を国県市が一定の割合で負担	
	産前産後保険税繰入金	4,860	産前産後期間における出産被保険者の所得割保険税及び均等割保険税の軽減分を国県市が一定の割合で負担	
	一般会計繰入金	658,632	ルールに基づく一般会計からの繰入 福祉波及増削減分 78,880 出産育児一時金 60,000 職員給与費等分 449,383 財政安定化支援事業 70,369	
	基金繰入金	1,186,348		
	計	3,502,950		
7 繰越金		1	前年度からの繰越金	
8 諸収入		88,705	延滞金、第三者納付金、返納金等	
歳 入 合 計		34,101,520		

●令和6年度(2024年度)高崎市国民健康保険事業特別会計予算(案)の説明

<歳出>

(単位：千円)

区 分		令和6年度 当初予算額	説 明
1 総務費	総務管理費	436,715	<主な歳出> 職員人件費(38人) 267,943 嘱託報酬等(12人) 41,881 電算事務負担金 38,750 共同電算処理手数料 13,203 システム改修費(マイナ保険証対応関係) 5,291
	徴税費(賦課費・徴税費)	38,316	
	運営協議会費	288	
	計	475,319	
2 保険給付費	療養給付費	20,024,933	※退職者医療制度廃止
	療養費	172,093	
	審査支払手数料	73,076	診療報酬明細書審査支払手数料
	高額療養費	3,201,825	※退職者医療制度廃止
	高額介護合算療養費	4,000	
	移送費	100	
	出産育児一時金	90,000	見込件数180件
	葬祭費	25,000	見込件数500件
	傷病手当金	310	
	計	23,591,337	
3 国民健康保険 事業費納付金	医療給付費分	6,421,652	医療給付費に係る納付金
	後期高齢者支援金等分	2,410,105	後期高齢者支援金等に係る納付金
	介護納付金分	828,757	介護納付金に係る納付金
	計	9,660,514	
4 保健事業費	特定健康診査等事業費	199,876	<主な歳出> 特定健康診査委託料 177,251 特定保健指導委託料 1,966
	保健衛生普及費	14,101	<主な歳出> 保養施設利用補助金 3,280 医療費通知等郵便料 9,000
	疾病予防費	97,123	人間ドック検診費補助金 97,098
	計	311,100	
5 基金積立金	2,748	国民健康保険基金利子	
6 公債費	500	一時借入金利子	
7 諸支出金	50,002	保険税還付金及び償還金	
8 予備費	10,000		
歳 出 合 計		34,101,520	

●国民健康保険事業費納付金等の算定について

令和6年度における納付金総額を算定するための係数が、昨年12月末に国から都道府県に示されたことを受け、群馬県から県内各市町村に対し、「納付金」及び各市町村が保険税率を決定する際の参考となる「標準保険料率」が示されましたので、概要についてご報告いたします。

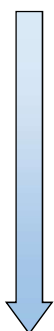
(1) 群馬県における納付金等の算定の流れ

① 群馬県における納付金総額を算定



- ・「納付金」の基礎となる保険給付費^(※)、後期高齢者支援金及び介護納付金等を過去の実績や国から示された係数により推計
※ 令和6年度から県単位化される費用が追加となります。
- ・保険給付費等の推計額から国及び県の公費負担等を差し引き、県全体の納付金総額を算定

② 市町村ごとの「納付金」を算定



- ・各市町村の所得の状況、加入者の人数及び世帯数に応じて、各市町村が負担する「納付金」を算定
- ・令和6年度から新たに実施される公費・経費の県単位化により、負担が上昇してしまう市町村に対して、負担上昇を抑制する「激変緩和措置」を実施（「納付金」を減額）し、市町村ごとの納付金総額を算定

③ 市町村ごとの「保険税必要額」を算定



- ・各市町村の「納付金」に、市町村が取り組む保健事業等の費用を加え、市町村に交付される公費を差し引き、収納率を考慮した保険税必要額を算定

④ 市町村ごとの「標準保険料率」を算定

- ・県内統一の算定基準により、各市町村の加入者の所得総額、人数及び世帯数に基づき「標準保険料率」を算定

(2) 国民健康保険事業費納付金等の算定結果

① 国民健康保険事業費納付金

(単位：円)

	令和6年度	【参考】 令和5年度	差引増減
医療分	6,421,651,952	6,579,939,594	▲158,287,642
後期高齢者支援金等分	2,410,104,754	2,498,114,843	▲88,010,089
介護納付金分	828,756,165	863,179,158	▲34,422,993
合計	9,660,512,871	9,941,233,595	▲280,720,724

② 激変緩和措置による納付金の減額

- 平成30年度からの医療保険制度改革（県単位化）により「当該年度の納付金算定額」が「平成28年度の納付金相当額」に比べ負担が上昇してしまう市町村の負担を抑制する「激変緩和措置」及び「医療費多寡調整」は、令和5年度をもって廃止となります。
- 令和6年度から新たに実施される公費・経費の県単位化^(※1)により、負担が上昇してしまう市町村に対して、市町村の負担を抑制する「激変緩和措置」を新たに実施します。この激変緩和措置は、医療分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分の区分毎に一定割合を超えた市町村が対象となります。（令和6年度は、納付金相当額比が「県平均の伸び率+3%」を越える市町村が対象）
- 本措置は段階的に縮小し、令和8年度をもって廃止となります。

※1 令和6年度から新たに県単位化となる公費（歳入）及び経費（歳出）
 公費：保険基盤安定繰入金（保険者支援分）、出産育児一時金繰入金、財政安定化支援事業繰入金、特別調整交付金（結核・精神分）、特別調整交付金（未就学児医療費分）
 経費：出産育児一時金、葬祭費、出産育児一時金等支払手数料、審査支払手数料（あはき療養費分）

③ 本市における激変緩和措置額

本市においては、すべての区分において県が定める一定割合（県平均伸び率+3%）以下のため、令和6年度においては激変緩和措置は適用されません。

	本市における 一人あたり伸び率	一定割合 (県平均伸び率+3%)
医療分	104.21%	106.99%
後期高齢者支援金等分	103.02%	105.54%
介護分	102.95%	104.44%

④ 標準保険料率（市町村算定方式による算定結果）

【医療分】

	令和6年度	本市税率	【参考】5年度
所得割率	6.68%	6.40%	7.03%
均等割額	26,814円	24,200円	29,008円
平等割額	23,780円	21,400円	25,550円

【後期高齢者支援金分】

	令和6年度	本市税率	【参考】5年度
所得割率	3.02%	2.20%	3.18%
均等割額	10,789円	7,400円	11,665円
平等割額	8,478円	5,800円	9,106円

【介護納付金分】

	令和6年度	本市税率	【参考】5年度
所得割率	2.40%	2.00%	2.56%
均等割額	12,018円	9,400円	12,813円
平等割額	7,641円	6,100円	8,353円

※令和5年度は標準的な収納率として90%に設定して算出、令和6年度は市町村別の過去3か年平均の現年収納率（96.7%）に設定して算出しているため、前年度と比較すると低い税率(額)となっています。

【留意事項】

- ・「標準保険料率」は、市が税率(額)を決定する際の参考として、県内一律の算定基準により市町村ごとの税率(額)を算定したものです。
- ・税率(額)は、地域の実情や個別事情を考慮して市で決定することになりますので、実際の税率(額)と「標準保険料率」は異なります。

報告事項② 国民健康保険制度改正について

令和6年度地方税法施行令の一部改正等により、以下の変更が予定されています。

(1) 国民健康保険税の限度額について

国保税の世帯あたりの税額の最高額となる限度額については、後期高齢者支援金等分の2万円の引き上げが予定されています。

課税区分	令和5年度限度額	令和6年度限度額	引き上げ額
医療給付費分	65万円	65万円	—
後期高齢者支援金等分	22万円	24万円	+2万円
介護納付金分	17万円	17万円	—
合計	104万円	106万円	+2万円

(2) 国民健康保険税の軽減措置について

低所得者に対する国保税の軽減措置として、世帯の世帯主及び被保険者の所得合計額に応じて均等割額と平等割額について、7割・5割・2割軽減措置が設けられていますが、そのうちの5割・2割軽減措置について、既に軽減を受けている世帯の範囲が物価上昇の影響により縮小しないよう、経済動向等を踏まえて見直す予定です。

<令和5年度軽減割合>

軽減割合	前年中の加入世帯所得の基準額
7割軽減	43万円+ 10万円×(給与所得者等の数-1) 以下
5割軽減	43万円+ 29万円 ×国保加入者数+10万円×(給与所得者等の数-1) 以下
2割軽減	43万円+ 53.5万円 ×国保加入者数+10万円×(給与所得者等の数-1) 以下



<令和6年度軽減割合>

軽減割合	前年中の加入世帯所得の基準額
7割軽減	43万円+ 10万円×(給与所得者等の数-1) 以下
5割軽減	43万円+ 29.5万円 ×国保加入者数+10万円×(給与所得者等の数-1) 以下
2割軽減	43万円+ 54.5万円 ×国保加入者数+10万円×(給与所得者等の数-1) 以下

※給与所得者等 … 一定の給与所得と公的年金等の支給を受ける者

(3) こども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置の廃止について

① 現行制度

国民健康保険の減額調整措置は、各自治体が行う医療費助成により患者の自己負担が減額される場合、国民健康保険財政に与える影響や限られた財源の公平な配分等の観点から、負担軽減に伴い増加した医療費分の公費負担（国庫負担金）が減額調整されています。（いわゆる「福祉ペナルティ」）

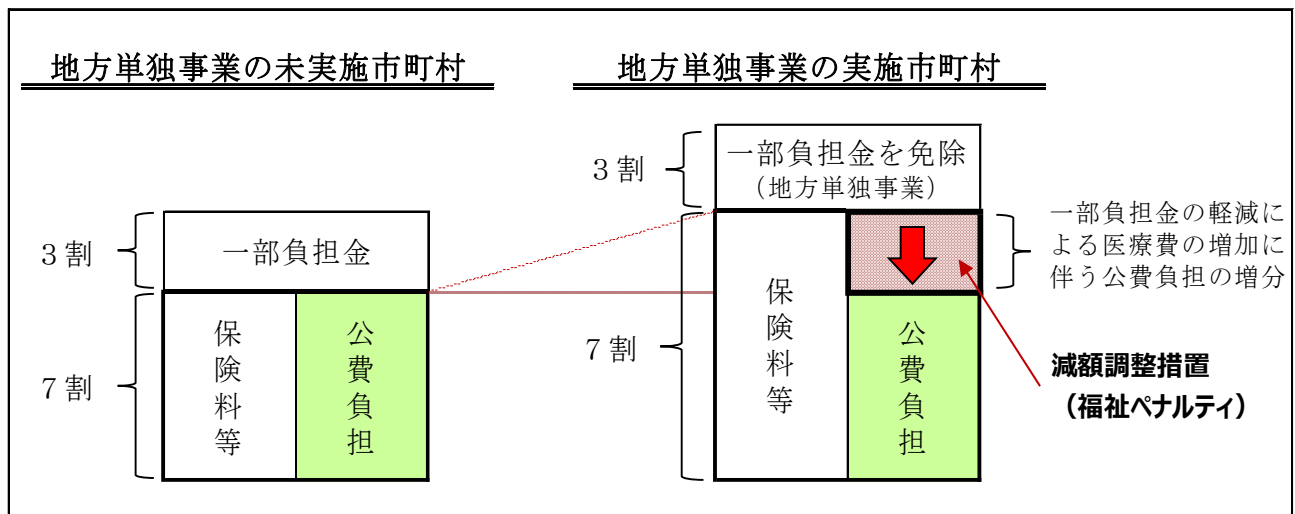
本減額調整については、平成30年度から未就学児までを対象とする医療費助成が減額調整の対象外となりましたが、小学生以上は現在も減額調整措置が継続されています。

② 令和6年度以後の対応方針

全国の自治体における医療費助成の取組み状況等を踏まえ、令和5年6月13日に閣議決定された「こども未来戦略方針」において、「こども医療費助成について、国民健康保険の国庫負担の減額調整措置を廃止する。」旨が示されました。

これを受け、令和6年度から各市町村の助成内容（自己負担や所得制限の有無等）を問わず、高校生世代（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者）の医療費助成に係る減額調整措置が廃止となる予定です。

<減額調整措置のイメージ>



③ 本市における国庫負担金減額調整措置（福祉ペナルティ）額の実績

令和4年度 (令和3年度実績)	令和3年度 (令和2年度実績)	令和2年度 (令和元年度実績)	令和元年度 (平成30年度実績)
157,923 千円	169,082 千円	180,410 千円	188,813 千円

※減額調整措置（福祉ペナルティ）相当額は、その全額が県・市から国民健康保険事業特別会計に補填されます。（県負担分は保険事業費納付金で調整）

報告事項③ 高崎市国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画（案）の策定について

（1）第3期データヘルス計画

国の示した「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」に基づき策定している計画で、健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤整備が進んだことから、健康・医療情報を活用してP D C Aサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施をするために策定するものです。

○第1期（平成27年度～平成29年度）

○第2期（平成30年度～令和5年度）

（2）第4期特定健康診査等実施計画

「高齢者の医療の確保に関する法律」及び同法律に規定された特定健康診査等基本方針に基づき策定している計画で、生活習慣病の発症や重症化予防により、国民の健康保持及び医療費適正化を達成することを目的として、特定健診の受診率や特定保健指導の実施率の向上を図るために策定するものです。

○第1期（平成20年度～平成24年度）

○第2期（平成25年度～平成29年度）

○第3期（平成30年度～令和5年度）

（3）今回の主な変更点

今回の計画は、厚生労働省が策定した「国民健康保険事業の実施計画（データヘルス計画）策定の手引き」において新たに示されている標準化の推進を踏まえ、都道府県単位での様式の統一化とともに共通の評価指標を設定し、策定します。

また、特定健康診査等は、国民健康保険データヘルス計画に基づく保健事業として実施していることから、これまで個別に策定していたデータヘルス計画及び特定健康診査等実施計画を本計画から一体的な計画として策定します。

（4）今後の予定について

① 計画書の概要は、協議会当日にご説明いたします。なお、計画書（本編、概要版）は机上配付いたします。

② 期間を設けて、委員の皆様から書面によりご意見を頂戴します。

③ 頂いたご意見を踏まえ、計画書を完成させた後、高崎市ホームページにて公表します。